

情公第 1618 号  
平成 28 年 11 月 16 日

大阪府個人情報保護審議会  
会長 野田 崇 様

大阪府知事 松井 一郎

個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う  
大阪府個人情報保護条例の改正について（諮問）

個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う大阪府個人情報保護条例の改正について、大阪府個人情報保護条例第 57 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## 1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う大阪府個人情報保護条例の改正について

## 2 趣旨

平成27年9月9日に個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）の改正法が公布され、公布日から2年を超えない範囲内において施行される。また、平成28年5月27日には行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）の改正法が公布され、公布日から1年6か月を超えない範囲内において施行される。これらの法改正に伴い、本府においても、大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行う。併せて、課題とするオンライン結合を用いた個人情報の提供及び個人情報の開示請求に係る非開示情報の要件についても所要の条例の改正を行う。

これらの改正に当たって、条例第57条第1項の規定により貴審議会の意見を求めるものである。

## 3 条例改正の方針案

### （1）個情法及び行個法改正に伴う改正

#### ア 個人情報の定義（条例第2条関係）

実施機関が保有する個人情報の定義について、改正行個法を踏まえた改正を行う。ただし、死者に関する情報については、引き続き、個人情報に含める。

#### イ センシティブ情報の定義及び取扱い（条例第7条関係）

センシティブ情報の定義について、これまでの解釈・運用を継続することを基本に、改正行個法の要配慮個人情報を踏まえた改正を行う。

#### ウ 事業者に関する規定（条例第47条～第53条関係）

事業者に関する規定（事業者の責務、事業者指針の作成・公表、説明・資料要求、是正指導・勧告及び事実の公表等）について、存続させる。

事業者が取り扱う個人情報の定義について、改正個情法を踏まえた改正を行う。ただし、死者に関する情報については、引き続き、個人情報に含める。

また、事業者が取り扱うセンシティブ情報の定義について、これまでの解釈・運用を継続することを基本に、改正個情法の要配慮個人情報を踏まえた改正を行う。

### （2）その他の改正

#### ア オンライン結合を用いた個人情報の提供（条例第8条関係）

オンライン結合による個人情報の提供について、次の場合は、貴審議会の意見聴取の対象外とする。

- ・ 本人同意があるとき又は本人に提供するとき
- ・ 法令又は条例の規定に基づくとき
- ・ 他の実施機関、国・独立行政法人、他の地方公共団体・地方独立法人へ提供するとき
- ・ 出版、報道等により公にされているものを提供するとき
- ・ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

#### イ 個人情報の開示請求に係る非開示要件（条例第13条関係）

開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、非開示とする旨の規定を追加する。